

## 学び応援奨学金（給付型）Q&A

Q 1 大学等とは？

A 1 学校教育法第83条に規定する大学（専攻科、別科及び大学院は除きます。）、同法108条に規定する短期大学及び同法124条に規定する専修学校の専門課程のことを言います。

Q 2 給付型と貸付型の2つの支援金制度に申し込むことは可能でしょうか。

A 2 どちらか一方にしか申し込みできませんので、ご了承ください。

Q 3 提出書類に「世帯全員の住民票の写し」とありますが、同居しているが別世帯である者も含まれますか。

A 3 申請者が属する世帯のみの住民票の写しをご提出ください。なお、住民票には本籍地の記載は不要で、続柄の記載は必要です。

Q 4 提出書類に「世帯において所得がある者全員の所得証明書」とありますが、同居していない者も含まれますか。

A 4 住民票に記載のある方で所得がある方全員の所得証明書をご提出ください。

Q 5 世帯において所得がある者がいない場合はどうすればよいのでしょうか。

A 5 世帯主の方の所得証明書（市民税・県民税証明書）をご提出ください。なお、未申告等で証明書が出ない場合は、市民税申告等をしていただいた上で、所得証明書をご提出ください。

Q 6 浪人している場合、推薦書はどうすればよいのでしょうか。

A 6 卒業した高等学校などで作成してもらってください。

Q 7 高等学校卒業程度認定試験合格者の場合、推薦書と成績証明書はどうすればよいのでしょうか。

A 7 この場合、推薦書と成績証明書の提出は省略することができます。

Q 8 入学支援金の給付時期はいつでしょうか。

A 8 奨学生に決定したのちに、進学する大学等の決定後直ちに次の書類を提出していただきますので、その後書類を受理した日から30日以内に入学支援金を振込みします。ただし、入学金を一旦立て替えて支払うことができない場合は、現金にて給付することもできますので、事前にご相談ください。

①入学支援金請求書

②進学する大学等の合格通知書の写しと入学金額がわかるもの

Q 9 奨学生に決定後、大学等に合格できなかったらどうなりますか。

A 9 入学金の支援が趣旨であるため、合格できなかった場合は、給付することはできません。なお、翌年度に奨学生の権利を引き継ぐこともできません。

Q 10 在学証明書の代わりに学生証の提示でもいいのでしょうか。

A 10 学生証の写しをご提出ください。

Q 11 経済的な理由により進学が困難な世帯の基準は？

A 11 申請者の属する世帯において所得がある者全員の区市町村民税の所得割額の合計が51,300円未満の世帯を言います。

Q 12 留学・留年などの理由で大学等を最短修業年限で卒業できないときはどうすればよいでしょうか。

A 12 入学金の支援が趣旨であるため、支援金については返還する必要はありません。

Q 13 日本学生支援機構などの奨学金と併用してよいでしょうか。

A 13 入学金の支援が趣旨であるため、他の奨学金と併用することは可能です。

Q 14 高等学校等卒業見込証明書が発行できないと学校に言われましたが、どうすればよいでしょうか。

A 14 学校によっては、申請時点（7月）では卒業見込証明書が発行できない学校があるため、その場合は、学校にいつなら発行できるかを聞いていただき、申請書類を提出していただく際、いつなら提出できるかを学校教育課の窓口にてお伝えください。その後、時期が来ましたら卒業見込証明書を発行してもらい、学校教育課にご提出ください。